

令和元年度

健全化判断比率等審査意見書

健全化判断比率審査

資金不足比率審査

みよし市監査委員

目 次

○令和元年度みよし市健全化判断比率審査意見.....	1
第1 審査の概要	
第2 審査の結果	
○令和元年度みよし市病院事業会計資金不足比率審査意見.....	3
第1 審査の概要	
第2 審査の結果	
○令和元年度みよし市下水道事業会計資金不足比率審査意見.....	4
第1 審査の概要	
第2 審査の結果	

2み監査第97号

令和2年8月17日

みよし市長 小野田 賢治様

みよし市監査委員 小嶋正道

同 塚本克彦

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度みよし市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

令和元年度みよし市健全化判断比率審査意見

第1 審査の概要

この健全化判断比率の審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和2年7月21日から令和2年7月31日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総 括

審査に付された下記の健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われているものと認められた。

(単位: %)

健全化判断比率	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (△9.86)	- (△15.61)	12.59	20.00
②連結実質赤字比率	- (△16.40)	- (△24.42)	17.59	30.00
③実質公債費比率	3.2	3.2	25.0	35.00
④将来負担比率	- (△118.7)	- (△153.9)	350.0	
※標準財政規模（千円）	18,037,571	14,640,048		

※標準財政規模：地方公共団体の財政規模を示し、特定財源を控除した通常経常的に収入されるであろう一般財源の額で、①から④の健全化判断比率は、分母に標準財政規模を用いて算出している。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

実質赤字額は、前年度に引き続き発生していない。実質収支が黒字であるため、実質赤字比率は負の値となり「-」と記載されている。なお、参考までに計算上の実質赤字比率を算出すると△9.86%であり、前年度と比較して、5.75ポイント増加している。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は、前年度に引き続き発生していない。連結実質収支が黒字であるため、負の値となり「-」と記載されている。なお、参考までに計算上の連結実質赤字比率を算出すると△16.40%であり、前年度と比較して、8.02ポイント増加している。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は、3.2%で、前年度と同様であり、早期健全化基準の25.0%を大きく下回っている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は、将来負担額(14,779,783千円)を上回る充当可能財源等(34,829,222千円)があるため、算定されないので「—」と記載されている。なお、参考までに計算上の将来負担比率を算出すると△118.7%となっている。

以上、健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準の数値以下であり、本市財政の健全性は高いものと認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度みよし市病院事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、令和2年7月21日から令和2年7月31日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総 括

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、適正に行われているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

特別会計名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準	備考
病院事業会計	- (△31.20)	- (△45.05)	20.0	

2 個別意見

資金不足比率は、資金不足額÷事業規模で算定される。資金不足額は「(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源にあてるために起こした地方債の現在高一流動資産) - 解消可能資金不足額」、事業の規模は「営業収益の額-受託工事収益の額」で算出している。

算定された資金不足額は黒字となるため、負の値(△717,185千円)であり、参考までに計算上の資金不足比率を算出すると△31.20%となっている。これは、経営健全化基準の20.0%を大きく下回っており、良好な状態にあると認められる。

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定の期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のこと。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和元年度みよし市下水道事業会計資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

この資金不足比率の審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として、令和2年7月21日から令和2年7月31日まで実施した。

第2 審査の結果

1 総 括

審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、適正に行われているものと認められた。

資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

特別会計名	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準	備考
下水道事業会計	- (△41.78)		20.0	

※下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、令和元年度から地方公営企業法の財務規定を適用し、下水道事業会計に移行したため、平成30年度との比較はできない。

2 個別意見について

資金不足比率は、資金不足額÷事業規模で算定される。資金不足額は「(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源にあてるために起こした地方債の現在高一流動資産) - 解消可能資金不足額」、事業の規模は「営業収益の額-受託工事収益の額」で算出している。

算定された資金不足額は黒字となるため負の値(△757,482千円)であり、参考までに計算上の資金不足比率を算出すると△41.78%となっている。これは、経営健全化基準の20.0%を大きく下回っており、良好な状態にあると認められる。

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定の期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額のこと。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。